

各務原市指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱

(平成20年3月27日決裁)

(設置)

第1条 各務原市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に関する指定の取消し及び指定の停止に係る処分の公正を期すため、各務原市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会において審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11第1項の規定による指定の取消しに関する事項
- (2) 各務原市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号）第5条の規定による指定の停止に関する事項
- (3) その他指定工事業者に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、水道部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 水道事業を所管する水道部次長
- (2) 水道部水道総務課長
- (3) 水道部水道施設課長

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道部水道総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。